

**令和元年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」
【実施要領】**

1. 調査基準日

令和元年7月1日

2. 調査対象

都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、市区町村教育委員会
(特別区、広域連合、共同設置の教育委員会を含み、一部事務組合を含まない)

※ 各教育委員会が所管している各学校に対する取組状況についてお答えください。

(各学校に回答を求める調査ではありません。)

※ ただし、「2. A(1) ④週休日の振替期間」「2. B(3) Ⅲ⑩進路指導」「2. C(2) 人材バンクの整備等」「3. 好事例」については、都道府県教育委員会におかれては、都道府県立学校における取組に加えて、域内の小中学校等の状況も含め、お答えください。(域内の市町村教育委員会の回答と重複しても構いません)

※ 市町村合併等により、令和元年7月1日時点で存在しない教育委員会は調査対象外とします。

3. 回答期限

令和元年8月30日(金)

4. 回答方法

7月下旬にお知らせする URL にアクセスし、教育委員会毎に WEB 上で回答してください。

※都道府県において市町村の回答を集約する形式ではありません。

※回答内容によっては、e-mail で資料の提出をお願いしている設問があります。

5. 調査結果の公表

調査結果については、教育委員会単位で実施状況を公表(12月を予定)予定

※ただし、今回の調査については、以下の質問の公表の扱いは、次のとおりとする予定です。

- 「1. 教育委員会における教師等の「在校等時間」等の把握【問3】」は、教育委員会によって、集計方法や対象とする時間・職員の範囲等が異なるため、具体の数字については、教育委員会単位では公表せず、回答があった都道府県・市区町村のデータ等を分析の上、国全体で見て取れる月別の傾向等をとりまとめて、公表する予定です。ただし、教育委員会において、当該問に回答できたか否かについては、教育委員会単位で公表します。
- 「3. 好事例【問1】」は、市町村別の公表に加え、事例の中からいくつかピックアップした上で、概要等をまとめ公表する予定です。(該当する教育委員会には、発表資料の文面等は別途ご相談いたします。)
- 「4. 国への要望事項」は、教育委員会単位の公表はせず、教育委員会名も伏せた上で、概要としてまとめ公表する予定です。(忌憚のないご意見をお願い致します。)

6. その他

各教育委員会のセキュリティ上、WEB 形式での回答が困難な場合は、電子メールでの回答をお願いする予定です。

令和元年度「教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査」
【調査票】

所属区分	
団体コード	
都道府県教育委員会の場合	
政令指定都市教育委員会の場合	
市区町村の教育委員会の場合	
働き方改革・業務改善担当部署	
働き方改革・業務改善担当者の役職	
働き方改革・業務改善担当者の氏名	
電話番号	
所属代表E-mailアドレス	
担当者E-mailアドレス	

1. 教育委員会における教職員の勤務実態の把握

【問1】域内の学校における「在校等時間」等※の把握の方法について、次の中から該当するものを選んでください。（複数回答可）

※「在校等時間」等：公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（平成31年1月25日：文部科学省）（以下「上限ガイドライン」）に定める「在校等時間」又は在校等時間に類する時間（勤務実態として教育委員会が把握されている時間を想定しています。）

- ① ICカード、タイムカード、パソコンの使用時間の記録等による客観的な方法で把握している
- ② 校長等の現認により客観的に把握している
- ③ 庶務事務システムやエクセル等に本人がシステム入力することにより把握している
- ④ ③以外の方法による本人からの自己申告により把握している
- ⑤ その他の方法により把握している（自由記述：_____）
- ⑥ 把握していない【→問8へ】

（参考）働き方改革推進法による改正（平成31年4月1日施行）後の労働安全衛生法体系において、タイムカードによる記録、電子計算機の使用時間の記録等の客観的な方法その他の適切な方法による労働時間の状況の把握が事業者の義務とされたことを踏まえ、文部科学省が策定した上限ガイドラインにおいて、在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測することとしている。

【問2】教育委員会で把握している学校の範囲について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①すべての学校における「在校等時間」等を把握している
- ②一部の学校の「在校等時間」等を把握している

【問3】（問2で①と回答した場合はすべての学校の状況を、②の場合は、把握している学校のみ状況をお答えください。）

域内の学校における教職員のうち、令和元年度及び平成30年度の以下の各月について、「在校等時間」等の総時間から所定の勤務時間の総時間を減じた時間について、教育委員会で把握している範囲内で、お答えください。

(留意事項)

- ※ 今年度は、本問については、「プレ調査」として実施します。
- ※ 回答時点において、教育委員会にデータが集約されておらず、各学校に確認しないと回答できない場合については、回答不要です。
- ※ なお、来年度の本調査においては、「令和元年度7月～3月」及び「令和2年度4月～6月」について質問する予定ですので、予めご承知おきください。

(各年度における在校等時間等の調査部分) **今回調査分** **R2年度調査分**

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
H30												
R1												
R2												

<平成31年4月、令和元年5月、6月>

①45時間以下、②45時間超～80時間以下、③80時間超～100 時間以下、④100 時間超である教師等のそれぞれの人数について、学校種毎に記入してください。

【タブ選択（学校種別）】

☐幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む） ☐小学校（義務教育学校前期課程含む） ☐中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む） ☐高等学校（中等教育学校後期課程含む） ☐特別支援学校

		学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)
4月	①～45h	人	人	人	人	人
	②45h-80h	人	人	人	人	人
	③80h-100h	人	人	人	人	人
	④100h-	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人
5月	①～45h	人	人	人	人	人
	②45h-80h	人	人	人	人	人
	③80h-100h	人	人	人	人	人
	④100h-	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人
6月	①～45h	人	人	人	人	人
	②45h-80h	人	人	人	人	人
	③80h-100h	人	人	人	人	人
	④100h-	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人

【上記の表の合計人数に含まれる職種すべてに☑をいれてください】

☐校長 ☐教頭・副校長 ☐主幹教諭・指導教諭 ☐教諭 ☐助教諭 ☐養護教諭 ☐養護助教諭
☐栄養教諭 ☐講師 ☐事務職員 ☐学校栄養職員 ☐学校図書館事務員、看護師、用務員等の職員

【上記で算出している「在校等時間」等に含まれる時間について、該当するものすべてに☑をいれてください。】

☐校内に在校している在校時間（平日）
☐校内に在校している在校時間（休日・週休日）
☐校外での勤務（出張、研修等）の時間（平日）
☐校外での勤務（出張、研修等）の時間（休日・週休日）
☐各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等による時間

（参考）働き方改革推進法による改正（平成31年4月1日施行）後の労働安全衛生法体系において、

- ・ 事業者は、一週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月当たり80時間を超えた労働者等に対し、通知しなければならないこと、
- ・ 医師による面接指導の対象となる労働者の要件が、一週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間が1月あたり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる者に見直されたこと、などが規定された。

<平成30年4月～6月>

①45時間以下、②45時間超～80時間以下、③80時間超～100 時間以下、④100 時間超である教師等のそれぞれの人数について、学校種毎に記入してください。

【タブ選択（学校種別）】

☐幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む） ☐小学校（義務教育学校前期課程含む） ☐中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程含む） ☐高等学校（中等教育学校後期課程含む） ☐特別支援学校

		学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)
4月	①～45h	人	人	人	人	人
	②45h-80h	人	人	人	人	人
	③80h-100h	人	人	人	人	人
	④100h-	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人
5月	①～45h	人	人	人	人	人
	②45h-80h	人	人	人	人	人
	③80h-100h	人	人	人	人	人
	④100h-	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人
6月	①～45h	人	人	人	人	人
	②45h-80h	人	人	人	人	人
	③80h-100h	人	人	人	人	人
	④100h-	人	人	人	人	人
	合計人数	人	人	人	人	人

【上記の表の合計人数に含まれる職種すべてに☑をいれてください】

☐校長 ☐教頭・副校長 ☐主幹教諭・指導教諭 ☐教諭 ☐助教諭 ☐養護教諭 ☐養護助教諭
☐栄養教諭 ☐講師 ☐事務職員 ☐学校栄養職員 ☐学校図書館事務員、看護師、用務員等の職員

【上記で算出している「在校等時間」等に含まれる時間について、該当するものすべてに☑をいれてください。】

☐校内に在校している在校時間（平日）
☐校内に在校している在校時間（休日・週休日）
☐校外での勤務（出張、研修等）の時間（平日）
☐校外での勤務（出張、研修等）の時間（休日・週休日）
☐各地方公共団体で定める方法によるテレワーク等による時間

【問4】各教諭等が、自分自身の「在校等時間」等を把握（例：教員が自席のPC等で、自身の時間外勤務の累積状況等が把握できるなど）できているかどうかについて、次の中から該当するものを選んでください。

- ①システムなどの仕組み上、日々容易に確認可能
 ②システムなどの仕組み上、日々容易に確認はできない

【問5】「在校等時間」等の公表について、次の中から該当するものを選んでください。

- ① 把握している学校について、全体の状況を取りまとめて公表している
(URL等:)
※公表していない場合は、資料を hyo-ka@mext.go.jp まで提出お願いいたします。
- ② 把握している学校ごとに公表している
- ③ 公表していない

【問6】平成29年度、30年度の各年における「在校等時間」等の把握の期間や時期について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①平成29、30年度ともに、年間を通じて把握している(→【問7-1】へ)
- ②平成29、30年度ともに、一定の時期のみ(例:毎年10月のみ)把握している
(→【問7-2】へ)
- ③ ①②以外(→【問8】へ)

【問7-1】平成29年度と30年度の各年における「在校等時間」等の合計の推移について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①前年度と比べて減少している
- ②前年度と比べて変化はない
- ③前年度と比べて増加している
- ④その他(自由記述:)

学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)

【問7-2】平成29年度と30年度の一定の時期の「在校等時間」等の推移について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①前年度と比べて減少している
- ②前年度と比べて変化はない
- ③前年度と比べて増加している
- ④その他(自由記述:)

学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)	学校種選択 (▼タブ選択)

【問8】文部科学省が定めた上限ガイドラインを参考にした、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等の策定状況について、次の中から該当するものを選んでください。

- ①文部科学省が定めた上限ガイドラインを踏まえた内容で策定済み
(URL等:)
※公表していない場合は、資料を hyo-ka@mext.go.jp まで提出お願いいたします。
- ②独自の基準で策定済みだが、文部科学省が定めた上限ガイドラインを踏まえた改訂を検討している
- ③上限ガイドラインとは異なる独自の方針を策定しており、改訂の予定はない
- ④新たに策定することを検討している
- ⑤策定は予定していない

2. 教育委員会における具体的取組状況

【問1】次に掲げる取組状況について、【a:既に実施した又は実施中】【b:実施に向けて検討中】【c:特に取り組んでいない、取り組む予定はない】【d:学校種の性質上、検討する余地がない】のいずれかを選択してください。

【問2】問1におけるa～dの選択にかかわらず、次に掲げるA.～C.の取組のうちから、「在校等時間」等の縮減効果が大きいと教育委員会が考える取組について、上位5つを選んでください。（現時点で、当該取組を実施しているか否かは問いません）

【●:昨年度調査と同様の質問あり ▲:類似の質問あり】

A. 勤務時間管理の徹底と勤務時間を意識した働き方の推進

(1) 適正な勤務時間の設定

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	児童生徒等の登下校の時間設定について、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう各学校に促している		
②▲	部活動ガイドライン ^{※1} の実効性を担保するため取組み（各学校における部活動に係る活動方針 ^{※2} の策定及びホームページでの公表、活動計画や活動実績を校長が確認）を行う等、教職員の勤務時間を考慮した部活動となるよう各学校に促している ※1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月） 文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年12月） ※2 部活動ガイドライン（運動部：p2 1（1）、文化部p6 1（1））における、設置者が定めた「設置する学校に係る運動部（文化部）活動の方針」に則り、毎年度、学校長が定める「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する		
③●	通常の勤務時間以外の時間帯にやむを得ず「超勤4項目」以外の業務を命ずる場合は、正規の勤務時間の割り振り変更を適正に行うなどの措置を講じている		
④	条例に基づく週休日の振替の期間を長期休業期間にかかるように措置している（都道府県におかれても、域内の小中学校等の状況含め、お答えください）		
⑤●	学校閉庁日の設定をしている (a, bを回答した場合) 年間の設定期間について、あてはまるものに☑してください。 □5日未満 □5日～10日未満 □10日～15日未満 □15日以上		
⑥●	勤務時間外における保護者や外部からの問い合わせ等に備えた留守番電話の設置やメールによる連絡対応の体制を整備している		

(2) 研修

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	管理職に対して、働き方改革に関する研修を実施している		
②▲	管理職以外の教員等に対して、働き方改革に関する研修を実施している		

(3) 各評価における働き方改革の位置付け

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	教職員の人事評価において、一つ一つの業務について在校等時間という観点からより効果的・効率的に進めることにも配慮する等、働き方に関する視点を取り入れている		
②▲	学校の重点目標や経営方針に、教職員の働き方に関する視点を取り入れるよう各学校に促している		
③▲	業務改善や教師等の働き方に関する項目を学校評価に位置づけるよう各学校に促している		
④▲	働き方改革の取組について、毎年度実施する教育委員会の自己点検・評価の中で取り上げている		

B. 業務の役割分担・適正化

(1) 地域・社会への協力依頼

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	保護者や地域・社会に対して、働き方改革への理解や協力を求める取組を実施している		

(2) 方針・計画等の策定

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	所管の学校の働き方改革又は業務改善に関して、時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針や計画等を策定している		
②●	学校における業務改善の取組の促進にかかる定量的なフォローアップを実施しており、業務改善のPDCAサイクルを構築している		

(3) 主な業務の役割分担・適正化

I. 学校以外が担うべき業務

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	登下校時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、スクールガード・リーダー、地域人材等）が中心に対応している (a,bを回答した場合)具体的な主体について、あてはまるものを全て☑してください。 ☐ 地方公共団体・教育委員会 ☐ 保護者 ☐ スクールガード・リーダー ☐ 地域人材 ☐ その他		
②▲	放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応は、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材		

	等)が中心に対応している		
	(a,bを回答した場合)具体的な主体について、あてはまるものを全て☑してください。 □地方公共団体・教育委員会 □保護者 □地域人材 □その他		
③	給食費の徴収・管理は、地方公共団体や教育委員会で対応している		
④▲	給食費以外の学校徴収金の徴収・管理は、教職員が関与しない方法で徴収・管理又は地方公共団体や教育委員会で徴収・管理等を行っている		
⑤●	地域人材等との連絡調整は、窓口となる学校職員が直接行うのではなく、地域学校協働活動推進員(社会教育法第9条の7)等の学校以外の主体が中心に行うよう、地方公共団体や教育委員会等において必要な取組を実施している		

Ⅱ. 学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
⑥●	学校における調査・統計への回答等は、教育課程の編成・実施や生徒指導など教師の専門性に関わるもの以外の調査については、事務職員等が中心となって回答するよう各学校に促している		
⑦	教育委員会等から学校に向けた調査・統計業務を削減している		
⑧●	児童生徒の休み時間における対応は、地域人材等の協力を得ている		
⑨▲	校内清掃は、地域人材の協力を得ることや民間委託等をしている		
	(a,bを回答した場合)具体的な主体について、あてはまるものを全て☑してください。 □地域人材 □民間委託 □その他		
⑩●	部活動について、部活動指導員をはじめとした外部人材の参画を図っている		

Ⅲ. 教師の業務だが負担軽減が可能な業務

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
⑪▲	給食時は、栄養教諭等と連携するほか、地域人材の協力を得ている		
⑫▲	授業準備について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図っている		
⑬●	授業準備について、ICTを活用して教材や指導案の共有化を図っている		
⑭●	学習評価や成績処理の補助的業務について、サポート・スタッフをはじめとした外部人材の参画を図っている		
⑮●	学習評価や成績処理について、ICTを活用(校務支援システム等の活用等)して、事務作業の負担軽減を図っている		
⑯▲	学校行事等の準備・運営について、地域人材の協力を得たり、外部委託を図ったりするなど、負担軽減を図るよう学校に促している		
	(a,bを回答した場合)具体的な主体について、あてはまるものを全て☑してください。 □地域人材 □外部委託 □その他		
⑰▲	学校行事等について、児童・生徒等にとって本当に必要かどうか、本来は学校や地域社会が担うべきものではないか等の視点で、行事等の精選や内容の見直し、準備の簡素化、地域行事との合同開催などを進め		

	るよう各学校に促している		
⑱	学校行事等の準備・運営について、従来学校行事とされてきた活動のうち、教科等の指導と位置付けることが適切なものについて、積極的に当該教科等の授業時数に含めるよう各学校に促している		
⑲▲	進路指導のうち、就職先の情報収集等について、事務職員や外部人材等の参画・協力を進めている		
⑳▲	進路指導のうち、進学や就職の際に作成する書類について、校務支援システム等のICTの活用や都道府県や市町村における様式の簡素化・統一化等を進めている (都道府県におかれても、域内の中学校の状況含め、お答えください)		
㉑●	支援が必要な児童生徒等・家庭への対応について、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育等の専門人材、日本語指導ができる支援員等の専門的な人材等の参画を図っている		
㉒●	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、対応マニュアル・手引き等の作成・周知をしている		
㉓●	保護者等からの過剰な苦情や不当な要求に対する教育委員会における支援体制の構築について、法的観点から指導・助言を行うスクールロイヤー等の専門家を配置している		

(4) 学校の業務の管理・調整のための体制整備の整備

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①●	教育委員会において、学校の教職員の業務量を俯瞰し、学校に対して新たな業務を付加する場合にスクラップ・アンド・ビルドを原則とし調整を図る組織や体制を整備している		
②	一部の教師に業務が集中しないようにするため、校務分掌の在り方を見直す等、業務の偏りを平準化するよう各学校に促している		
③▲	働き方改革の推進や業務の適正化を図るため、総合教育会議等を通じて、首長や首長部局等とも共通理解を深めている		

(5) 研修の適正化

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	研修の精選、報告書等の簡素化、研修時期の適正化等を図っている		
②▲	長期休業期間中の業務としての研修等の精選を行っている		

(6) 各種研究事業の適正化

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	学校における研究事業について、必要性についての精査・精選、研究テーマの精選や報告書の形式を含めた成果発表の在り方の見直しを進めている		

(7) 学校が作成する計画等の見直し

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①●	各学校に作成を求めている計画等を網羅的に把握し、計画の整理・合理化を推進している		

(8) 教師の働き方に配慮した教育課程の編成・実施

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①▲	教師の働き方に配慮した教育課程の編成・実施について、児童生徒等の実態や各学校の指導体制を踏まえた適切な年間授業計画の編成等を各学校に促している		

(9) その他

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①	業務等の効率化のため、コピー機（カラー印刷・両面印刷可、ステープル機能付、ソート機能等）を各学校に整備している		

C. 学校の組織運営体制の在り方

(1) 事務職員の校務運営への参画の推進

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①●	学校事務の共同実施をしている		
②●	地教行法第47条の5に基づく共同学校事務室の設置をしている		

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する二以上の学校に係る事務（学校教育法第三十七条第十四項（同法第二十八条、第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定により事務職員がつかさどる事務その他の事務であつて共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして政令で定めるものに限る。）を当該学校の事務職員が共同処理するための組織として、当該指定する二以上の学校のうちいずれかの学校に、共同学校事務室を置くことができる。

(2) 人材バンクの整備等

		【問1】 a,b,c,d	【問2】 5つ選択
①	各学校に人材を配置するための人材バンクの整備や人材募集を教育委員会において一元的に行っている (都道府県教育委員会におかれても、域内の小中学校等についても含め、お答えください)		

3. 好事例

【問1】域内の学校で、「在校等時間」等の縮減等が見られた具体例について、ご記入ください。
(都道府県教育委員会におかれても、域内の小中学校等含め、お答えください)【5つまで】

①学校名
②具体の取組内容（既存の資料があれば、 hyo-ka@mext.go.jp まで提出お願いします。）
③「在校等時間」等の変化の様子 （具体の数字についてご記入をお願いします。なければ定性的な変化の様子でも構いません。） 例）月の時間外勤務が平均 10 時間減少した、教員が概ね 30 分程度早く帰れている、朝の出勤時間が20分程度遅くなった等

【問2】好事例の展開・周知について、次の中から該当するものを選んでください。

(都道府県におかれても、域内の小中学校含め、お答えください)

- ① 展開・周知を行っている

(URL等:)

※公表していない場合は、資料を hyo-ka@mext.go.jp まで提出お願いいたします。

- ② 展開・周知は行っていない

4. 働き方改革を推進する上での国への要望

【問1】各学校や自治体における働き方改革の推進にあたって、自治体独自では推進が難しく国のレベルで整理すべき点や改善・変更すべき制度・仕組み等があれば、ご記入ください。

① 予算が制約となり、推進に困難を感じている事項、予算を伴うものにかかる要望等

② ①以外で、制度的な障壁があり、推進に困難を感じている事項、制度改正にかかる要望等

③その他